

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 1 月30日
【発行者名】	三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ (Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)
【代表者の役職氏名】	マネージング・ディレクター 磯村 尚賢
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り 287 - 289番 (287-289, Route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 中野 春芽
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 中野 春芽 同 橋本 雅行
【連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03 (6888) 1072
【届出の対象とした募集（売出）	外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 世界投資適格債オープン・カレンシー・セクション (Kokusai Cayman Trust - Gaikadate World Investment Grade Bond Open Currency Selection)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】

米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券：

20億アメリカ合衆国ドル（約2,052億円）を上限とする。

米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券：

20億アメリカ合衆国ドル（約2,052億円）を上限とする。

米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券：

10億アメリカ合衆国ドル（約1,026億円）を上限とする。

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス受益証券：

20億オーストラリア・ドル（約1,905億円）を上限とする。

豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券：

20億オーストラリア・ドル（約1,905億円）を上限とする。

豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券：

10億オーストラリア・ドル（約953億円）を上限とする。

ユーロ建 ユーロヘッジクラス受益証券：

10億ユーロ（約1,417億円）を上限とする。

（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）、オーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）およびユーロの円貨換算は、便宜上、平成26年4月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝102.61円、1豪ドル＝95.26円および1ユーロ＝141.74円）による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年6月30日に提出した有価証券届出書（平成26年8月29日および平成26年9月30日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「原届出書」といいます。）の記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

訂正箇所を下線で示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（1）ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの性格

< 訂正前 >

（前略）

管理会社が受託会社と協議の上管理会社の裁量により、または受託会社および管理会社の同意の上、サブ・ファンド決議により、存続期間の延長を決定しない限り、サブ・ファンドは、平成27年12月31日に終了する。

< 訂正後 >

（前略）

管理会社が受託会社と協議の上管理会社の裁量により、または受託会社および管理会社の同意の上、サブ・ファンド決議により、存続期間の延長を決定しない限り、サブ・ファンドならびに米ドル建 米ドルヘッジクラス、豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよびユーロ建 ユーロヘッジクラスは、平成32年12月31日に終了し、米ドル建 米ドルヘッジクラス、豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよびユーロ建 ユーロヘッジクラス以外のクラスは、平成27年12月31日に終了する^{（注）}。

（注）サブ・ファンドならびに米ドル建 米ドルヘッジクラス、豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよびユーロ建 ユーロヘッジクラスの存続期間は、管理会社により、平成32年12月31日まで延長された。

（2）ファンドの沿革

< 訂正前 >

（前略）

平成24年10月19日 ユーロ建 ユーロヘッジクラスの運用開始

< 訂正後 >

（前略）

平成24年10月19日 ユーロ建 ユーロヘッジクラスの運用開始

平成26年12月19日 サブ・ファンドならびに米ドル建 米ドルヘッジクラス、豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよびユーロ建 ユーロヘッジクラスの存続期間延長

（４）ファンドに係る法制度の概要

準拠法の内容

（イ）信託法

< 訂正前 >

（前略）

サブ・ファンドは、信託証書の規定に従い、延長または期限前に終了しない限り、平成27年12月31日に終了する。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

サブ・ファンドならびに米ドル建 米ドルヘッジクラス、豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよびユーロ建 ユーロヘッジクラスは、信託証書の規定に従い、延長または期限前に終了しない限り、平成32年12月31日に終了し、米ドル建 米ドルヘッジクラス、豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよびユーロ建 ユーロヘッジクラス以外のクラスは、平成27年12月31日に終了する^{（注）}。

（注）サブ・ファンドならびに米ドル建 米ドルヘッジクラス、豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよびユーロ建 ユーロヘッジクラスの存続期間は、管理会社により、平成32年12月31日まで延長された。

（後略）

2 投資方針

（１）投資方針

・サブ・ファンドの投資目的および投資戦略

< 訂正前 >

（前略）

< 収益の源泉 >

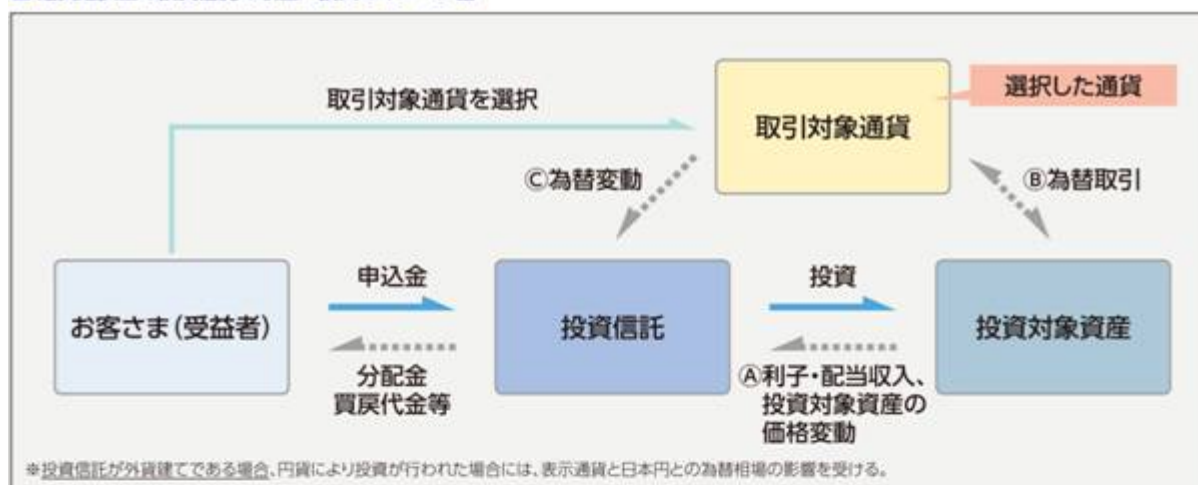
（中略）

取引対象通貨の為替変動

（中略）

収益／損失に関する留意事項

■ 通貨選択型の投資信託の収益／損失のイメージ図



通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる通貨も選択することができるよう設計された投資信託である。

○通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられる。

① 投資対象資産の価格変動 (上図①部分)

- ・投資対象資産が値上がりした場合や利子・配当が支払われた場合は、受益証券1口当たり純資産価格の上昇要因となる。
- ・逆に、投資対象資産が値下がった場合には、期待した収益が得られず、受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となる。

② 為替取引プレミアム (金利差相当分の収益)／為替取引コスト (金利差相当分の費用) (上図②部分)

- ・取引対象通貨 (選択した通貨) の短期金利が、投資信託の投資対象資産の通貨の短期金利よりも高い場合は、その金利差による為替取引プレミアム (金利差相当分の収益) が期待できる。
- ・逆に、取引対象通貨 (選択した通貨) の短期金利の方が低い場合には、為替取引コスト (金利差相当分の費用) が生じる。
- ・なお、取引対象通貨 (選択した通貨) と投資対象資産の通貨が同一通貨の場合、為替取引プレミアム (金利差相当分の収益) や為替取引コスト (金利差相当分の費用) は発生しない。
- ※新興国通貨の場合などについては、金利差がそのまま反映されない場合がある。

③ 為替差益／差損 (上図③部分)

- ・上図②部分とは異なり、上図③部分については為替取引を行っていないため、取引対象通貨 (選択した通貨) と投資信託の表示通貨 (以下「表示通貨」という。) が異なる場合、表示通貨に対する為替変動の影響を受けることとなる。
- ・取引対象通貨 (選択した通貨) の対表示通貨レートが上昇した場合は、為替差益を得ることができる。
- ・逆に、取引対象通貨 (選択した通貨) の対表示通貨レートが下落した場合は、為替差損が発生する。
- ・この他、表示通貨が外貨建てである場合、円貨により投資が行われた場合には表示通貨と日本円の為替リスクが生じる。

➡ これまで説明した内容についてまとめると、以下のようになる。

収益の源泉	=	① 利子・配当収入 投資対象資産の価格変動	+	② 為替取引プレミアム (金利差相当分の収益) ／ 為替取引コスト (金利差相当分の費用)	+	③ 為替差益／為替差損
収益を得られる ケース		投資対象資産の市況の 好転 (金利の低下等)* 投資対象資産 (債券等) の 価格の上昇		取引対象通貨の短期金利が 投資対象資産の 通貨の短期金利を上回る 為替取引プレミアム (金利差相当分の収益) の発生		取引対象通貨が 対表示通貨で上昇 為替差益の発生
損失やコストが 発生するケース		投資対象資産 (債券等) の 価格の下落 投資対象資産の市況の悪化 (金利の上昇、発行体の 信用状況の悪化等)*		為替取引コスト (金利差相当分の費用) の発生 取引対象通貨の短期金利が 投資対象資産の 通貨の短期金利を下回る		為替差損の発生 取引対象通貨が 対表示通貨で下落

*投資対象資産の価格の上昇／下落の要因は、資産の種類 (債券、株式、不動産等) による。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

< 収益の源泉 >

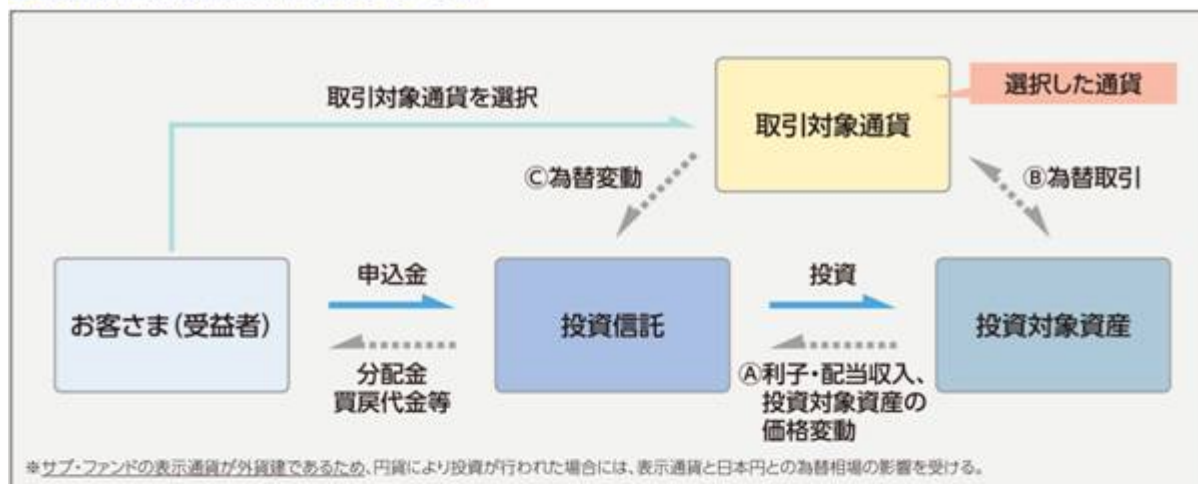
(中略)

取引対象通貨の為替変動

(中略)

収益／損失に関する留意事項

■ 通貨選択型の投資信託の収益／損失のイメージ図



通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる通貨も選択することができるよう設計された投資信託である。

○ 通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられる。

① 投資対象資産の価格変動 (上図A部分)

- ・ 投資対象資産が値上がりした場合や配当が支払われた場合は、受益証券1口当たり純資産価格の上昇要因となる。
- ・ 逆に、投資対象資産が値下がった場合には、期待した収益が得られず、受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となる。

② 為替取引プレミアム (金利差相当分の収益) / 為替取引コスト (金利差相当分の費用) (上図B部分)

- ・ 取引対象通貨 (選択した通貨) の短期金利が、投資信託の投資対象資産の通貨の短期金利よりも高い場合は、その金利差による為替取引プレミアム (金利差相当分の収益) が期待できる。
- ・ 逆に、取引対象通貨 (選択した通貨) の短期金利の方が低い場合には、為替取引コスト (金利差相当分の費用) が生じる。
- ・ なお、取引対象通貨 (選択した通貨) と投資対象資産の通貨が同一通貨の場合、為替取引プレミアム (金利差相当分の収益) や為替取引コスト (金利差相当分の費用) は発生しない。
- ※新興国通貨の場合などについては、金利差がそのまま反映されない場合がある。

③ 為替差益 / 差損 (上図C部分)

- ・ 上図B部分とは異なり、上図C部分については為替取引を行っていないため、取引対象通貨 (選択した通貨) と投資信託の表示通貨 (以下「表示通貨」という。) が異なる場合、表示通貨に対する為替変動の影響を受けることとなる。
- ・ 取引対象通貨 (選択した通貨) の対表示通貨レートが上昇した場合は、為替差益を得ることができる。
- ・ 逆に、取引対象通貨 (選択した通貨) の対表示通貨レートが下落した場合は、為替差損が発生する。
- ・ 米ドル建 米ドルヘッジクラス、豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよびユーロ建 ユーロヘッジクラスについては、取引対象通貨と表示通貨が同じため、為替差益 / 差損が生じない。
- ・ この他、サブ・ファンドの表示通貨が外貨建てであるため、円貨により投資が行われた場合には、表示通貨と日本円の為替リスクが生じる。

➡ これまで説明した内容についてまとめると、以下のようになる。

収益の源泉	=	A 利子・配当収入 投資対象資産の価格変動	+	B 為替取引プレミアム (金利差相当分の収益) / 為替取引コスト (金利差相当分の費用)	+	C 為替差益 / 為替差損
収益を得られる ケース		投資対象資産の市況の 好転 (金利の低下等) *		取引対象通貨の短期金利が 投資対象資産の 通貨の短期金利を上回る		取引対象通貨が 対表示通貨で上昇
		投資対象資産 (債券等) の 価格の上昇		為替取引プレミアム (金利差相当分の収益) の発生		為替差益の発生
損失やコストが 発生するケース		投資対象資産 (債券等) の 価格の下落		為替取引コスト (金利差相当分の費用) の発生		為替差損の発生
		投資対象資産の市況の悪化 (金利の上昇、発行体の 信用状況の悪化等) *		取引対象通貨の短期金利が 投資対象資産の 通貨の短期金利を下回る		取引対象通貨が 対表示通貨で下落

* 投資対象資産の価格の上昇 / 下落の要因は、資産の種類 (債券、株式、不動産等) による。

(後略)

第２ 管理及び運営

３ 資産管理等の概要

（３）信託期間

<訂正前>

サブ・ファンドは、後記「（５）その他 ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により早期に終了していない限り、または、管理会社が受託会社と協議の上管理会社の裁量により、もしくは受託会社および管理会社の同意の上、サブ・ファンドの受益者の決議により、その存続期間を延長しない限り、平成27年12月31日に終了する。

<訂正後>

後記「（５）その他 ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により早期に終了していない限り、または、管理会社が受託会社と協議の上管理会社の裁量により、もしくは受託会社および管理会社の同意の上、サブ・ファンドの受益者の決議により、その存続期間を延長しない限り、サブ・ファンドならびに米ドル建 米ドルヘッジクラス、豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよびユーロ建 ユーロヘッジクラスは、平成32年12月31日に終了し、米ドル建 米ドルヘッジクラス、豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよびユーロ建 ユーロヘッジクラス以外のクラスは、平成27年12月31日に終了する^{（注）}。

（注）サブ・ファンドならびに米ドル建 米ドルヘッジクラス、豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよびユーロ建 ユーロヘッジクラスの存続期間は、管理会社により、平成32年12月31日まで延長された。

（５）その他

<訂正前>

ファンドの解散

サブ・ファンドは、以下のいずれかの場合、平成27年12月31日より前に終了することがある。

（後略）

<訂正後>

ファンドの解散

サブ・ファンドは、以下のいずれかの場合、平成32年12月31日より前に終了することがある。

（後略）